身体拘束等行動制限についての取扱要領

令和2年9月制定

社会福祉法人 大和福壽会

身体拘束等行動制限についての取扱要領

1 趣 旨

施設は、

「サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者 の行動を制限する行為を行ってはならない」

ことを掲げ、

利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、「**拘束をしない介護**」を目指す。

2 拘束の種類と範囲

「拘束」とは、「身体拘束」及び「対応的拘束」を言う。

- (1) **身体拘束**とは、利用者の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を 制限することを言う。
 - ○ベルト・紐等を使用し、車イスに固定すること
 - ○紐・転落防止帯を使用し、手・足・胴体をベッドに固定すること
 - ○ベッド柵を4本使用し、ベッドから降りられないようにすること
 - "つなぎ"を使用し、着脱の自由を制限すること
 - ○ミトン型手袋等をはずせないように、手首を固定すること
 - ○日常生活を営むのに必要な居室の入り口を塞ぎ、自由に出入りが出来 ないようにすること
 - ○過剰な薬物を服用させ、行動を制限すること
- (2) **対応的拘束**とは、利用者に精神的マイナスを与えるような対応をする ことを指す。
 - ○利用者に威圧的な言動、対応をすること
 - ○利用者の要望に対し、無視、無関心、介護拒否等をすること

3 日常のケアの見直し

「拘束」を行う理由として、

「利用者を転倒による骨折やケガ等の事故から守る」

「点滴や経管栄養の管を抜いてしまうことを防ぐ」

「オムツをはずして不潔行為を防ぐ」

「他に利用者への暴力行為を防ぐ」 等と言われてきた。

施設は、

「拘束」され、制限された生活の中で利用者の活動性は確実に低下し、廃用症候群が進行し、身体・精神的機能は着実に低下していき、「転倒もできない、作られた寝たきり状態」を作り出す。

利用者が人間らしく活動的に生活するために、下記の点に努める。

(1) 利用者の立場に立ち、一人ひとりの人権を尊重した対応。

問題行動等といわれる行動・行為には、必ずその人なりの理由や 原因があり、ケアをする職員の関わり方や環境にも問題がある場合 がある。

従って、その人なりの理由や原因を徹底的に探り、除去するような ケアを検討する。

- (2)利用者の状態により、日常的に起こり得る状況、明らかに予測される 状況について、事前予防的に「拘束をしない介護」の工夫を検討。 基本的ケアを十分に行い、生活のリズムを整えることが重要で、 ①起きる②食べる③排泄する④清潔にする⑤活動する という5つの基本的事項について、 その人に合った十分なケアを徹底する。
- (3) 利用者が落ち着いて生活が送れるような環境整備。

4 介護保険指定基準の身体拘束禁止に対する当施設の対応

番号	身体拘束禁止事項	当施設対応
1	徘徊しないように、車イスや椅子、	・徘徊行動をする原因・理由を究明し
	ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る	対応策をとる
		・転倒しても骨折や怪我をしないよう
		な環境を整える
		・スキンシップを図る、見守りの強化・
		工夫など関心をよせる
2	転倒しないように、ベッドに体幹や	・自分で動くことの多い時間帯や理由
	四肢をひもで縛る	を究明し対応策をとる
		・機能訓練や栄養状態の改善を図るこ
		とにより、全体的な自立支援を図る
		・転落しても骨折やけがをしない環境
		を整える

		・見守りの強化・工夫など、常に関心を
		寄せておく
3	自分で降りられないように、ベッド	同上
	を柵で囲む	
4	点滴・経管栄養等のチューブを抜か	・点滴・経管栄養等に頼らず、口から
	ないように、四肢をひも等で縛る	食べられないか十分に検討する
		・点滴・経管栄養等を行う場合、時間
		や場所、環境を選び適切な設定を
		する。
		・管やルートが利用者に見えないよう
		にする。
5	同上または、皮膚をかきむしらない	・皮膚をかきむしらないよう、常に清
	ように、手指の機能を制限するミト	潔にし、かゆみや不快感を取り除く
	ン型の手袋等をつける	
6	車イス・椅子からずり落ちたり、立	・車イスに長時間座らせたままにしな
	ち上がったりしないように、Y字型	いよう工夫する
	拘束帯やベルト、車椅子にテーブル	・機能訓練や栄養状態の改善を図るこ
	を着ける	とにより、全体的な自立支援を図る
		・立ち上がる原因や目的を究明し除く
		ようにする。
		・体に合った車椅子や椅子を使用
		・職員が見守りやすい場所で過ごして
		も らう
7	立ち上がる能力のある人の立ち上が	同上
_	りを妨げるような椅子を使用する	
8	脱衣やオムツはずしを制限するため	・オムツに頼らない排泄を目指す
	に介護衣(つなぎ)を着せる	・脱衣やおむつはずしの原因や目的を
		究明し除くようにする
		・かゆみや不快感を取り除く
		・見守りを強化・工夫し、他に関心を向
	ルトの水井なおとかみとっ	けるようにする。
9	他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベット	・迷惑行為や徘徊の原因や目的を究明
	ドなどに体幹や四肢をひも等で縛る 	それを取り除くようにする
		・見守りを強化・工夫し、他に関心を向
		けるようにする

10	行動を落ち着かせるために、向精神	同上
	薬を過剰に服用させる	
11	自分の意思で開けることのできない	同上
	居室等に隔離する	

5 緊急やむを得ず「身体拘束」をする場合

緊急やむを得ない状況が発生し、利用者本人、またはその他の利用者等の 生命、身体を保護するため、一時的に「身体拘束」を行う場合がある。

緊急やむを得ない場合とは、予測し得ない状況の発生により応急的に対応 する場合を言い利用者本人にとっての状態であり、事業者側の状態ではない。

(1) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則 以下の3つの要素の全てを満たす状態にある場合は、必要最低限の 身体的拘束を行う場合がある。

- ① 切迫性 :利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険 にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性:身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護 方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。※ 身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件を全て満たすことを必要とする。

6「身体拘束」を行う場合の手続き

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の手続きに より行う。

- (1) 第一に他の代替策を検討する。
- (2) 実施にあたっては、必要最小限の方法、時間、期間、実施方法の適正、 安全性、経過確認の方法について検討する。
- (3) 事前もしくは事後速やかに施設長の判断を仰ぐ。
- (4) 実施にあたっては、事前に本人へ説明を行う。
- (5) 事前もしくは事後速やかに家庭等に連絡をする。
- (6) 事前もしくは事後速やかに、管理者・介護支援専門員・介護職員・ 看護師・生活相談員・家族等の参加する緊急カンファレンスを開催し、 「身体拘束」の理由、対応方針を確認し、ケアプランを作成する。
- (7) 実施にあたっては、検討事項の内容、カンファレンスの内容等の記録を する。

7「身体拘束」を行う際の方法

緊急やむを得ない状況が発生し、「身体拘束」を行う場合は以下の方法により行う。

- (1) 原因となる症状や状況に応じて、必要最低限の方法で行う。
- (2) 利用者の見守りを強化し、利用者本人や他の利用者等の身体、生命の 危険がないように配慮する。
- (3)「身体拘束」を行っている期間中は、記録用紙にて状況の記録をする。
- (4)「身体拘束」の必要な状況が解消した場合は、速やかに解除する。

8 記録等

「身体拘束」を行う際は記録を作成し利用者との契約終了後2年間保管する。

- (1)「身体を拘束し行動制限」を行っているとき、及び「身体拘束」を行っていない状態のときに、転落や転倒等のけがや事故が発生した場合は、「事故報告書」を作成する。
- (2) 利用者及び家族等は、その記録及び事故報告書を閲覧し、その写しの 交付を求めることができる。

9「身体拘束廃止委員会」の設置

事業所内に、「身体拘束廃止委員会」を設置する。

- (1) 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - ① 管理者 (施設全体の管理責任者)
 - ② ホーム長 (管理者補佐、家族・関係機関との連絡調整)
 - ③ 計画作成担当者 (ホーム長補佐、計画立案)
 - ④ 看護職員 (医療・看護面の管理)
 - ⑤ 介護職員 (日常的なケアの現場の管理)
 - ⑥ 管理栄養士 (食事・食品衛生面の管理)
 - ⑦ 事務職員 (事務)
 - ⑧ その他管理者が必要と認める者 (施設外の専門家等)
- (2) 委員は管理者がこれを任命する。
- (3) 委員長は管理者とする。
- (4) 委員会の活動
 - ① 委員会は原則として月1回に開催する。
 - ② 発生した「身体拘束」の状況、手続き、方法について検討し、 適正に行われているか確認する。
 - ③ 事例をもとに、代替策の検討を行い、利用者のサービス向上に 努める。

- ④ 各職種、各業務、日常的ケアを見直し、利用者が人間として尊重されたケアが行われているか検討する。
- ⑤ 身体拘束廃止に向けての取り組みの実施・指導に関することの確認 を行う。
- ⑥ 利用者の人権を尊重し、拘束廃止を目指し、「拘束を行わなくても、 利用者の安全を守る」ために、職員の教育・研修を行う。
- ⑦ 身体拘束に関連する事故などに対応した、適切な事後処理の確認を 行う。
- ⑧ その他の身体拘束に関し必要と認められる事項。

10 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

(1)目的

施設の職員に対する、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行及び 本指針に基づく身体拘束廃止への取り組みの徹底。

(2) 内容

- ① 全職員を対象とした定期的研修 全職員を対象に、身体拘束廃止委員会の作成するプログラムのもと、 年2回程度の定期的な研修を行うほか、啓発活動として、随時資料 の回覧、掲示を行う。
- ② 新規採用者を対象とした研修 職員の新規採用時に、身体拘束廃止に関する研修を行う。
- ③ その他必要な教育・研修の実施

11 利用者及び家族等への説明

- (1) 利用者及び家族等より、「身体拘束等行動制限」を前提とした入所の 依頼があった場合は、利用者及び家族等と十分に話し合い理解を得る ことに努め、「転落予防」「けがの予防」であっても「拘束をしない介護」 を目指す。
- (2)「拘束をしない介護」の工夫をしても、転倒による骨折やけが等の事故 が発生する可能性はあるが、利用者が人間らしく活動的に生活するた めに、「拘束をしない介護」の取り組みを説明し、協力を得る。

12 身体拘束廃止に向けての数値目標

身体拘束廃止の数値目標は、「0(ゼロ)」の維持とする。

13 利用者等に対する当該取扱要領の閲覧について

この取扱要領は、いつでも施設内で閲覧できるようにすると共に、当施設のホームページにも公表し、利用者・家族・従業者等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

附則

本要綱は、令和2年9月4日に制定し、令和2年9月4日から施行する。